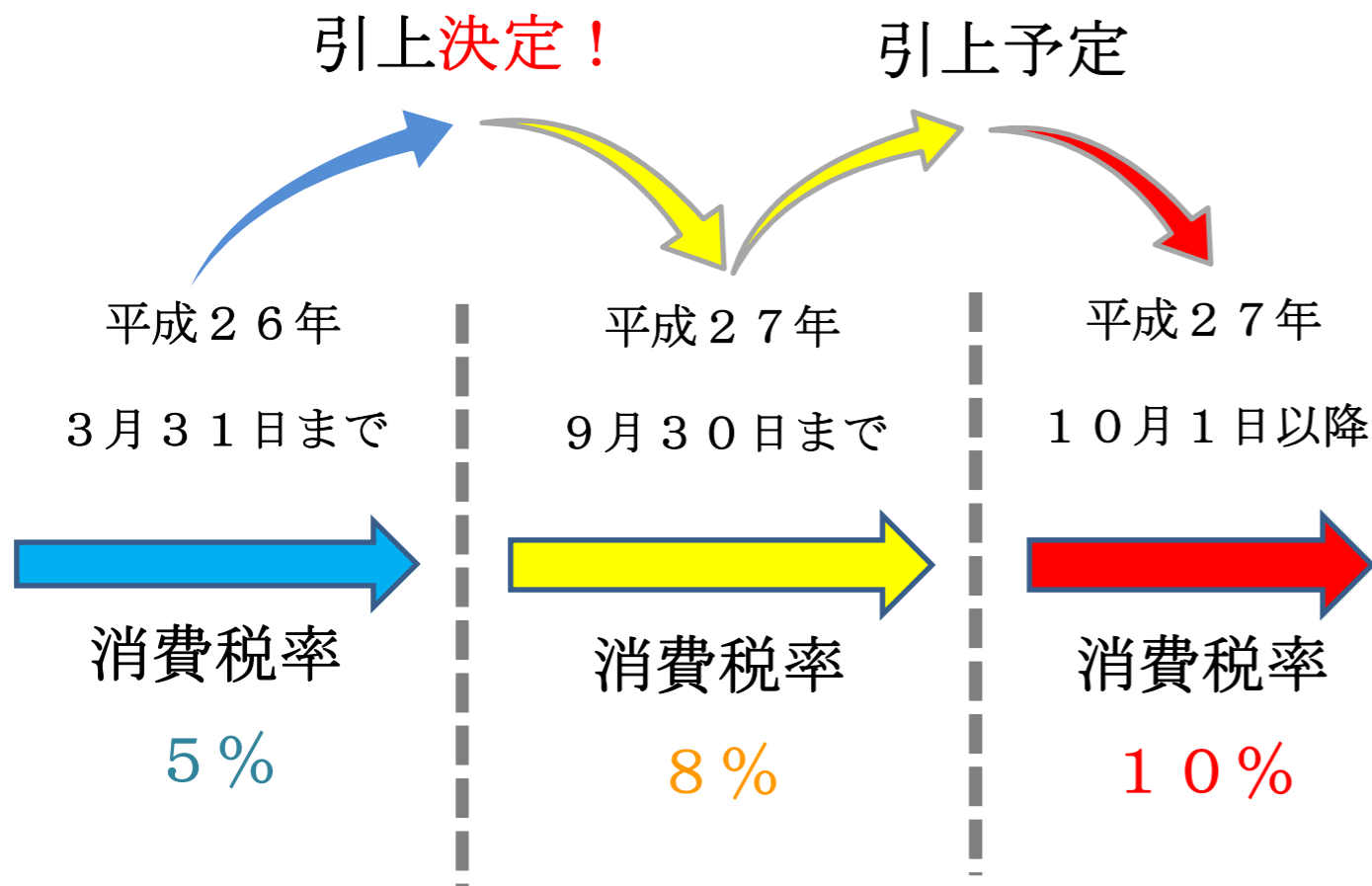


消費税についての速報！！！！

消費税率は平成26年4月に8%への引上決定！
さらに平成27年10月に10%と引上予定です。

《 住宅購入の際の注意点 》

- ① 土地部分は非課税、課税対象は建物部分のみです。
- ② 中古住宅の買取再販は課税対象、
個人間取引での売買は非課税となります。



あなたレター

ナンちゃん先生の



2013年 11月版

ゲンキ de バリバリ 笑顔でニッコリ通信



2013年11月の主な予定

●日本の財政は、約90兆円の歳入総額のうち、所得税15%、消費税12%、法人税10%、相続税2%、国債による収入が50%の割合です。このうちの消費税の税率が、平成26年4月から5%から8%に引上げられます。それでも国家財政が厳しい状況であることは変わりありません。消費税の税率は平成27年10月から10%となる予定ですが、皆様方のご理解とご協力で喜んで消費税を納税しようではありませんか。消費税の増税分を売上増でカバーできるよう、知恵と行動力、そして商品力で強い経営を目指しましょう！ピンチはチャンス。みんなでのピンチを乗り越えましょう。

消費税増税！

◆11月◆

- ・所得税の予定納税（第2期分）
- ・個人事業税の納期限（第2期分）

◆11月12日◆

- ・12日：源泉所得税の納期限（毎月納付）
- ・特別徴収住民税の納期限

◆11月13日～30日◆

- ・予定なし

◆随時◆

- ・雇用保険の資格取得喪失
- ・社会保険の資格取得喪失



《11月の花》

花名：椿（ツバキ）
花言葉：「誇り」、
「控えめな美点」、
「美德」。

今月号の特集

- 消費税についての速報！！！！
- 最近話題の『NISA』とは？

難波孝朗 演奏報告

黄昏コンサート ～大津祭宵宮～

日時：10月12日（土）18：30開演

場所：大津市ピアザ淡海 1Fロビー（入場無料）

難波はエレキギターを演奏しました！

「いきいきサロン」セミナー

日時：10月28日（月）

場所：島本町 メゾン水無瀬

「税金のはなし」、「税金クイズ」の後、歌謡曲を演奏！
「上を向いて歩こう」「青い山脈」「若者たち」etc.

年末調整の時期がやってきました！

今年も終わりまであと二ヶ月を切りました。

年末は誰もが忙しく慌たしいはず…

今から年末調整資料を準備して年末に備えましょう！！

平成25年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

扶養控除等申告書

平成24年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

保険料控除申告書

- ☆ 中途入社された方の分も書いてありますか？
- ☆ 中途入社された方で前職があった場合は、**前職分の源泉徴収票**はありますか？

- ☆ 保険会社から送付される**控除証明書**を、なくさず保管しておいてください。
- ☆ 配偶者控除又は特別控除を受ける方は、**配偶者の給料収入(年収)**を記入願います。

詳しい資料をご用意しております。お気軽にお問い合わせください。

編集後記 HPリニューアル！



難波総合事務所は、
現在ホームページをリニューアル中です。
先日はホームページ用の写真も撮影してもらいました！
上の写真はそこから1枚です。
近々、開設をご報告できると思います！

発行：難波税理士・行政書士・社会保険労務士事務所
住所：三島郡島本町水無瀬1丁目5番9号
電話：075-961-0812 FAX：075-961-0818
E-MAIL：t-namba@sirius.ocn.ne.jp
WEB：http://namba-one.com/



最近話題の『NISA(ニーサ)』とは？

NISAとは「少額投資非課税制度」の意味で、
上場株式や投資信託の配当金・譲渡益が非課税になる制度です。

NISA制度の概要

- ① 平成26年1月1日から利用開始です。
- ② 開設できるのは平成26年1月1日時点で**20歳以上の方**です。
- ③ 毎年**100万円**まで新規投資ができます。
- ④ 商品購入後、**最長5年間**は非課税です。
- ⑤ 開設後に**上場株式**や**株式投資信託**などの商品を購入できます。
- ⑥ **株式配当金**、**投資信託の分配金**、**譲渡(売却)益**が**非課税**となります。
- ⑦ **1人につき1口座**のみです。

⇒ 以下はもう少し詳しい解説です。

- ※ ③ 投資額が**100万円未満**の場合でも、その**残額は翌年に繰り越せません**。
- ※ ④ 途中で売却は自由ですが、**売却部分の取得枠の再利用はできません**。
5年間の経過後は、課税口座に移し替えるか、翌年新たなNISA口座に移し替えなければなりません。
その際は、いずれの場合も移し替え時の時価が取得原価となります。
- ※ ⑥ **譲渡損失は他の口座との損益通算、翌年への繰越しはできません**。

《 結論 》 **短期投資には不向き**です。
長期投資がお勧めです。